

議案第 77 号

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 25 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年
川崎市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 7 項中「第 8 条第 27 項」を「第 8 条第 28 項」に改める。

第 14 条第 1 項及び第 5 項中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改
める。

第 46 条第 12 項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第 98 条第
1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、「指定地域密着型サー
ビス基準条例」という。）」の次に「第 60 条の 3 第 1 項に規定する指定地域
密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の条例第46条第12項の規定は、なおその効力を有する。

参考資料

制 定 要 旨

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、従業者を置かないことができる地域密着型特別養護老人ホームに併設される事業所に指定地域密着型通所介護事業所を加えること等のため、この条例を制定するものである。